**令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル募集要領**

**１ 事業の概要**

1. 事業名

令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務

1. 事業の目的

県内で必要とされる機械設備の製造や食品加工などの付加価値を生み出す「もの　づくり」の工程を県内で行う「ものづくりの地産地消」、生み出された製品の「外商」、これらを一体的に推進するため、高知の技術力を一堂に会し広く全国の方にＰＲしていきます。

　　　　また、高知県の将来を担う若者が県内企業を知る機会を設けることで、県内就職　　に繋がる取り組みとしていきます。

　　　　なお、新型コロナウイルス感染症対策について、一般社団法人日本展示会協会策定「展示会業界におけるCOVID－19感染拡大予防ガイドライン」に沿って技術展を開催します。

1. 事業内容

ものメッセKOCHI2023（第12回高知県ものづくり総合技術展（以下「リアル技術展」という。）及びオンラインものメッセKOCHI2023（以下「オンライン技術展」という。）の企画、運営。

（４）委託期間

契約締結の日から令和6年３月31日まで

**２ 見積限度額**

２２，４４９，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**３ 出展料の取扱い**

出展料は、委託契約締結後から出展者説明会までに出展者から徴収することとし、徴収した出展料については、契約変更による減額処理を行うこと。

**4 審査委員会の設置**

別途定める「令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル審査委員

会設置要領」（以下「審査委員会」という。）に基づき審査委員会を設置します。

**5 契約の相手方の決定方法**

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーショ

ンの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた

審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」

という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するもの

ではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県産業振興センター（以下「セ

ンター」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履

行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったとき

には、随意契約の手続きに進みます。７日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定

された者が、改めてセンターと交渉を行うことになります。

**6 資格要件**

参加者の資格要件は次のとおりです。

（１）高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。

（２）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は

契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（３）地方自治法施行令第167 条の４の規定に該当しない者であること。

（４）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（５）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（６）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

（７）本店及び県内に所在する営業所等が、消費税及び地方消費税を滞納していないこ

と。

**７ 説明会**

日時　令和５年4月17日（月）　1５時から

場所　高知ぢばさんセンター１F　役員室

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

※説明会へ出席される場合は事前に電子メール又は電話でお申込みください。電子メールでのお申込み後、センターからの受領確認がない場合は電話により着信を確認してください。

※なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

**８ 質疑と回答**

質疑は、令和５年4月21日（金）17時までに別紙様式－１により持参、又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、当センターからの電子メールによる受領連絡を以って着信を確認してください。なお、土・日・祝日を除き３日を過ぎても当センターからの連絡がない場合は、電話等にてお問い合わせください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

**９ 参加申込及び資格審査**

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、令和５年4月27日（木）17時までに参加申込書（別紙様式－２）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたり提出する書類を次表に示します。

［提出書類、様式及び提出部数等］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提出書類の名称 | | 規格 | 提出部数 |
| ２ | | 参加申込書 | A4縦 | 1部 |
|  | | 法人概要書 | A4縦 | 1部 |
|  | | 業務実績一覧表 | A4縦 | 1部 |
|  | | 都道府県税納税証明書の写し  （申込日以前3か月以内のもの） | A4 | 1部 |
|  | | 消費税及び地方消費税納税証明書の写し  （申込日以前3か月以内のもの） | A4 | 1部 |

1. 参加申込書
   1. 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

* 1. 提出期限

令和５年4月27日（木） 17時（必着）

* 1. 提出先

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

公益財団法人高知県産業振興センター内

地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課

TEL０８８-８４５－６６００

（２）資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和５年5月1日（月）17時までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

**10 企画提案書の作成**

別途定める「令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき作成し、令和５年5月24日（水）17時までに企画提案書を持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）してください。

**11 審査**

令和５年5月31日（水）10時から開催する審査委員会にて、別途定める「令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する審査要領」に基づき、審査を行います。

**12 審査結果**

審査結果は、令和５年6月2日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

**13 日程**

令和５年4月　3日（月）募集開始

令和５年4月17日（月）15時開始　説明会

令和５年4月21日（金）17時締切　質疑書提出期限

令和５年4月27日（木）17時締切　参加申込及び資格確認書類提出期限

令和５年5月24日（水）17時締切　企画提案書提出期限

令和５年5月31日（水）10時開始　審査委員会（プレゼンテーション）（予定）

令和５年6月　2日（金） 審査結果通知（予定）

**14 提出書類の取扱い**

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写（センター内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（３）提出された企画提案書は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と、非開示とする具体的な理由を別紙様式－３により企画提案書と一緒に提出してください。

開示・非開示の判断は、様式－３に基づき行うものではなく、様式－３を参考に、同規程に準じてセンターが客観的に判断します。

　（４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾を得ることなく利用する

ことはありません。

**15 問い合わせ先**

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

　　公益財団法人高知県産業振興センター

　　地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課　担当者：會澤・陰山

　　TEL０８８－８４５-６６００　FAX０８８－８４６－２５５６

　　E-mail　mono@joho-kochi.or.jp

**16 その他**

（１）参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）

を提出してください。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

　　　　 ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

様式－１

令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する質疑書

令和　　年　　月　　日

所在地

事業者名

担当者名

電話番号

E-mail

質疑内容

提出期限：令和５年4月21日（金）17時まで

提出先：公益財団法人高知県産業振興センター

地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課　担当　會澤・陰山

様式－２

参加申込書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　栗山　典久　様

所在地

事業者名

代表者名

令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル募集要領に基づき、令和５年度ものづくり総合技術展開催等委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

様式－３

　公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　栗山　典久　様

所在地

事業者名

代表者名

　公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すると支障が生じる  書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容  を具体的に記入してください。 |
|  |  |